



スタートしています

新しい介護予防

日常生活支援総合事業

～ 住み慣れた地域で  
自分らしい暮らしを  
続けていくために ～

問合せ 長寿支援課（本庁仮設庁舎西棟 1 階）  
☎ 33-4436

### 事業の考え方

市では、介護予防・生活支援サービス事業だけでなく、一般介護予防事業やその他自主事業を含め、「集中介入期」「移行期」「生活期」の3段階の体制を作り、対象者が自身の状況に応じたサービスを受けながら、自立を目指すことを目的としています。

### 総合事業の種類

総合事業には、要支援1・2の認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人（事業対象者）が利用できる「①介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の全ての人が利用できる「②一般介護予防事業」があります。

### ① 介護予防・生活支援サービス事業

これまでの要支援の人に対して、介護予防給付として全国一律の形で実施されていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、市の事業として平成28年4月よりスタートしています。サービスの種類は、左図のとおりです。

### ② 一般介護予防事業

65歳以上の人ならどなたでも参加できます。教室参加者のための介護予防・健康づくりのプログラムを実施します。

### 地域包括支援センターの活用

地域包括支援センターでは、総合支援事業をはじめ、さまざまな相談を受け付けています。お気軽に活用ください。

地域包括支援センター一覧

第3包括  
みらい

担当校区  
松高・八千把

☎ 33-9880

第2包括  
やまびこ

担当校区  
龍峯・太田郷・千丁・昭利

☎ 30-8071

第1包括  
ふるさと

担当校区  
鏡・東陽・泉

☎ 53-2601

# サービスの種類

高  
↑  
元  
気  
度  
↓  
低

一般介護予防事業

## 生活期

【憩いの場に通う】

- ・ やつしろ元気体操教室
- ・ 集いの広場
- ・ いきいきサロン
- ・ 老人クラブ
- ・ 地域活動
- ・ 自主事業の教室
- ・ その他趣味活動

介護予防生活支援  
サービス事業

## 移行期

【地域活動に参加できる  
体力づくり、状態の維持  
・改善を目指す】

- ・ 旧介護予防訪問介護  
相当サービス
- ・ えぷろんケアサービス
- ・ シルバーえぷろんケア  
サービス
- ・ 旧介護予防通所介護  
相当サービス
- ・ お達者クラブ

介護予防生活支援  
サービス事業

## 集中介入期

【廃用症候群からの脱却】

- ・ 元気アップチャレンジ教室
- ・ 元気が出る学校  
(訪問スポットリハ含む)
- ・ 元気になるプール&ジムトレ
- ・ 口腔機能改善教室

高 ←

介護予防の必要性

低

### 総合事業 Q & A

Q そもそも、総合事業って何ですか？

A 介護保険法の改正に伴い、これまでの介護予防通所介護・介護予防訪問介護は、全国一律のものから、市町村が実施する総合事業として位置づけられましたので、市は、平成28年4月より順次スタートしています。

Q 総合事業が始まったから、要支援1・2の人は介護予防サービスを利用できなくなったのですか？

A 訪問介護と通所介護については、総合事業としてご利用いただけます。また、福祉用具レンタルなどの介護予防サービスについても、要支援認定のある人は従来どおりご利用になれます。

Q 要介護・要支援認定の申請を行うことと、基本チェックリストを受けることはどう違うのですか？

A 要介護・要支援認定申請は、申請から結果通知まで、平均約1カ月かかります。基本チェックリストの場合はご本人がいくつかの質問事項に回答いただくことで、概ね1週間ほどで結果が分かります。そのため認定申請よりも迅速にサービスを利用することが可能となります。

※地域包括支援センターとは、地域における介護相談の窓口です。市内には6施設があり、担当校区が決められています。

## 第6包括 おれんじ

担当校区  
目奈久・二見・坂本

☎ 38-3373

## 第5包括 くまがわ

担当校区  
植柳・高田・金剛・宮地

☎ 35-1111

## 第4包括 しおかぜ

担当校区  
代陽・八代・麦島・郡築

☎ 37-3337